金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金だより

(2022.9｜第167号)

「公営競技納付金」は、地方公共団体が開催している、地方競馬、競輪、オートレース、競艇（ボートレース）の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付していただく制度です。

機構では、公営競技納付金を全額「地方公共団体健全化基金」として積立を行い、この基金の運用益などを活用して、地方公共団体への貸付金（融資）の金利を低く抑えています。

公営競技納付金と地方公共団体健全化基金は、公営競技を開催していない地方公共団体にも、公営競技の収益を還元する仕組み（いわゆる「収益の均てん化」）としての機能を果たしています。

今号では、「園田競馬場、姫路競馬場（兵庫県競馬組合）」の取組をご紹介するとともに、令和３年度の公営競技納付金の状況等についてお知らせします。

園田競馬場（兵庫県尼崎市）

競技場紹介：園田競馬場、姫路競馬場（兵庫県競馬組合）

兵庫県競馬組合総務部調整担当

＜そのだ・ひめじ競馬の施設概要、特色＞

兵庫県競馬組合は、兵庫県東端の尼崎市にある園田競馬場並びに県西部の姫路市にある姫路競馬場の２場で競馬を開催しています。

園田競馬場は、大阪梅田駅から電車で約10分の「阪急園田駅」から北へ約1.5km、姫路競馬場は、「JR姫路駅」から北へ約４kmの位置にあります。

スタート風景

また、競走馬のトレーニングセンターとして、「日本のへそ」と呼ばれる兵庫県西脇市に「西脇馬事公苑」があります。

園田競馬場には約590頭、西脇馬事公苑には約540頭、計1,130頭程のサラブレッドがおり、その競走馬を所有する馬主が約500名、その調教・飼養管理に、調教師61名、調教師補佐９名、騎手30名、きゅう務員約280名と、競走馬には多くの人が関わっており、基本的に毎週３日、年間で約161日と、全国の主催者の中で最も多くの競馬を開催しています。

＜そのだ・ひめじ競馬を取り巻く状況＞

令和２年の新型コロナウイルス感染拡大により、園田競馬においても令和２年３月から約７ヶ月、史上初となる無観客での競馬を開催しましたが、競馬の売得金は、近年の在宅投票の発達と、コロナの「巣ごもり需要」等の理由により、令和３年度の成績は、バブル絶頂期の平成３年度の1,187億円を超える1,240億円を達成しました。

しかし、平成３年度当時は本場と場間場外での現金系発売が100％で収益性は高かったのですが、その後在宅投票（電話投票・インターネット投票）が始まり、JRA-net投票をはじめとする在宅投票での売上が年々拡大し、令和３年度は本場シェアが３％、場外が６％、在宅投票が91％と、収益構造が大きく変化し、売得金額は伸びているものの収益率は低下しています。

＜経営向上のための取り組み＞

元々園田･姫路競馬は「アラブのメッカ」と呼ばれていましたが､平成11年度からサラブレッド系競走を開始し、ダートグレード競走の実施とあわせ全国の地方競馬場や場外発売所での広域発売をスタート、馬券の賭式も馬番号連勝式から３連単、重勝式の導入等、ファンの高配当嗜好に対応してきました。

また、都市部での場外発売のため、JRAのウインズ神戸（Ｈ９～）・ウインズ難波（H18～）での地方競馬発売を開始しましたが、その後、レジャーの多様化等の影響で、売上は年々低下し、平成22年度は単年度収支が５億５千万円の赤字となり、平成22年度から26年度の５年間の収支累計が赤字の場合は、競馬の廃止を検討することとなりました。

その打開策として、平成24年から園田競馬場において関西で初のナイター競馬を開催し、また、ナイター発売のできる民間施設等を活用した「DASH（Doramatic Amusement Sonoda & Himeji）場外」の設置を、近畿圏を中心に進め、現在、DASH場外は、兵庫県、大阪府、和歌

山県、広島県、香川県に合計７ヶ所あります。

施設の改善等については、園田競馬場の耐震・老朽化改修工事を実施し、平成30年にスタンドをリニューアルオープンし、ワンコイン席、個室、お座敷投票所等を新設、また、キャッシュレス投票を導入し、会員は在席投票もできるようになりました。姫路競馬場も耐震・老朽化改修工事により、令和元年度にロイヤルシートやグループ席等を新設し、ファンがゆったりと競馬を楽しめる施設となりました。

お座敷投票所（キャッシュレス専用）

＜地域貢献のための取組＞

園田競馬場では、ナイター競馬の開始に伴い、近隣自治会からの要望により、街灯の増設や防犯カメラの設置等で安全安心の街づくりに貢献しています。

姫路競馬場は、リニューアルオープンに伴い、「ひめたんスポーツクラブ」を開設。人工芝のサッカーコート、卓球場、ヨガやチアダンス教室等もできる多目的ルームを設置しました。

両競馬場のスタンドは、災害時には避難所施設として指定を受けており、地域住民の避難所として施設の一部が利用されることとなっています。

姫路競馬場（兵庫県姫路市）馬場内サッカー場

姫路競馬場（卓球場）

そのだ競馬マスコットキャラクター「そのたん」ひめじ競馬マスコットキャラクター「ひめたん」

平成25年にそのだ競馬のマスコットキャラクター「そのたん」が誕生し、令和元年にはひめじ競馬にも「ひめたん」が誕生し、来場される幅広い年代のファンに人気者で、場内ショップで販売している「そのたん・ひめたん」オリジナルグッズも好評です。

機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

機構の貸付利率には、「基準利率」と「機構特別利率」の２種類があります。

「機構特別利率」は、基準利率よりも低い利率（最大0.35％の利下げ※1）に設定されており、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

基準利率より利率を下げている分、機構の利息収入は減ることになりますが、地方公共団体健全化基金の運用益と公営競技納付金、機構の自己財源で補てんする仕組みとなっています。

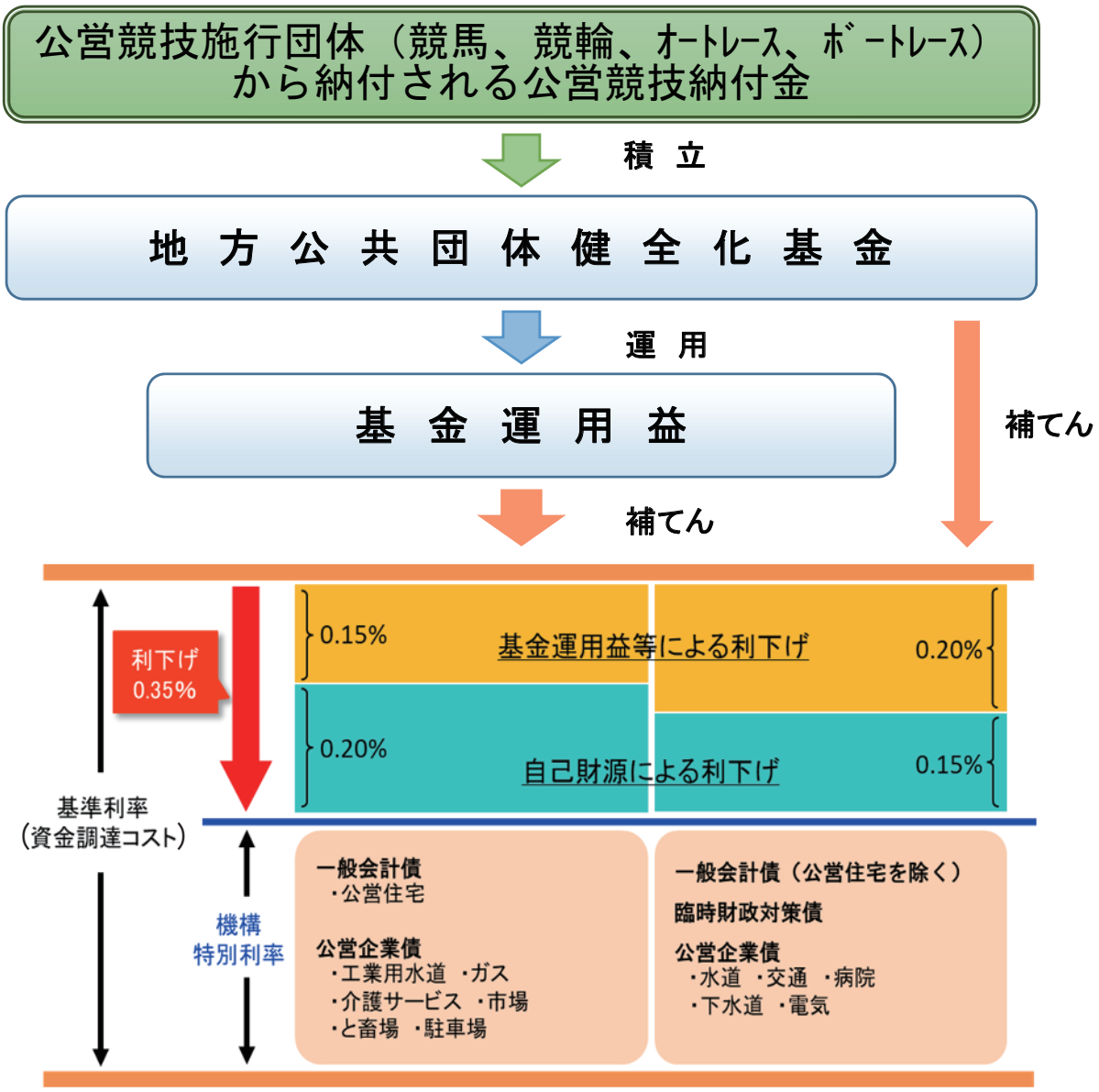

※１　機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※２　港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

公営競技施行団体数の状況（令和４年度）

公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を施行している地方公共団体の数は、延べ213団体、純計では191団体となっています（令和４年４月１日現在）。令和３年度中の団体数の増減はありません。

（単位：団体）

区　分	都道府県			市区町村			合計			（参考）
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	主催者数
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競　馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競　輪	5	1	6	37	12	49	42	13	55	44 (2)
ｵｰﾄﾚｰｽ	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5 (0)
ﾎﾞｰﾄﾚｰｽ	1	0	1	20	82	102	21	82	103	35 (14)
延団体数	8	10	18	64	131	195	72	141	213	98 (26)
純　計			16			175			191	

（注）（　）書きは、一部事務組合数の内書きです。

公営競技納付金、地方公共団体健全化基金等の状況

令和３年度に納付された公営競技納付金は136億91百万円となり、前年度に比べて46億50百万円（51.4％）増加しました。

一方で、地方公共団体健全化基金の年度末残高は、前年度と同額の9,202億87百万円となっています。

これは、後述のとおり、貸付利率の利下げの財源である基金の運用益が、貸付利率の利下げ分の補てんに必要な額（利下げ補てん所要額）を下回り、当該年度に納付された納付金を全額補てんに充てたため、基金の積み増しができなかったためです。

➢　**公営競技納付金、地方公共団体健全化基金等の状況**

（単位：百万円）

年　度	H29	H30	R1	R2	R3
公営競技納付金	4,011	4,949	6,996	9,041	13,691
地方公共団体健全化基金（年度末残高）	920,287	920,287	920,287	920,287	920,287
公営競技施行団体数（純計）	191 団体（H28 開催）	191 団体（H29 開催）	191 団体（H30 開催）	191 団体（R1 開催）	191 団体（R2 開催）
納付団体数	49 団体	52 団体	59 団体	60 団体	86 団体

利下げ補てん所要額、基金運用益等の状況

令和３年度の利下げ補てん所要額は、233億22百万円でした。

地方公共団体健全化基金の運用益は65億95百万円となっており、運用益だけでは利下げ補てん所要額を満たせなかったため、当該年度に納付された公営競技納付金を全額充当しました。 それでも30億34百万円不足したため、機構の自己財源から差額を充当し、調整しました。

➢　利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況

（単位：百万円）

年　度	H29	H30	R1	R2	R3
利下げ補てん所要額	21,052	22,037	22,321	22,622	23,322
基金運用益	9,505	8,838	8,131	7,305	6,595
基金受入額（※１）	4,011	4,949	6,996	9,041	13,691
自己財源充当額（※２）	7,535	8,249	7,193	6,275	3,034

（注）表示単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合があります。

※１「基金受入額」は、公営競技納付金（当該年度納付分）から受け入れた額です。

※２「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基金受入額を充てても足りない部分を、機構の自己財源（収益）から補っている額です。

機構の貸付業務について（令和３年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

また、令和３年度末における貸付残高は約23兆5,508億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の29.2％を占め、次いで臨時財政対策債25.6％、水道事業12.9％の順となっています。

１．貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】

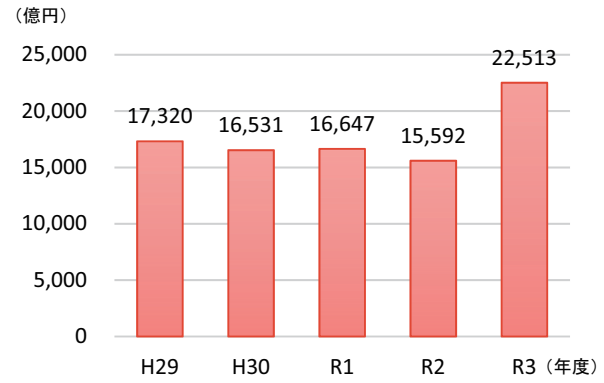

【貸付残高の推移】

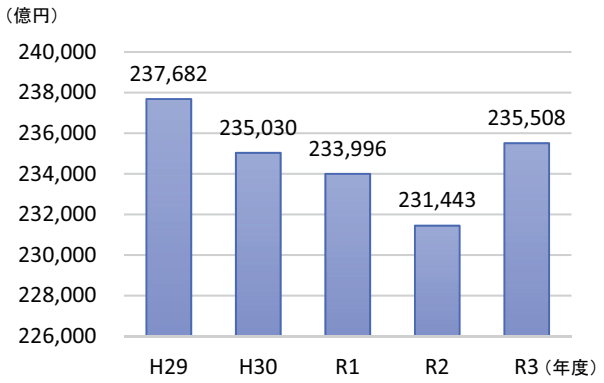

２．貸付残高　23兆5,508億円（令和３年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】

※（　）内は貸付団体数（2,175 団体）

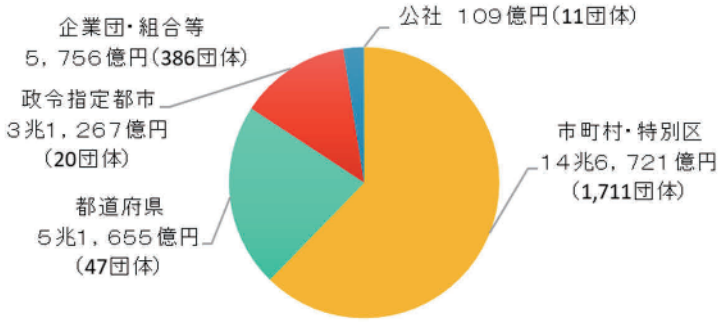

【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】

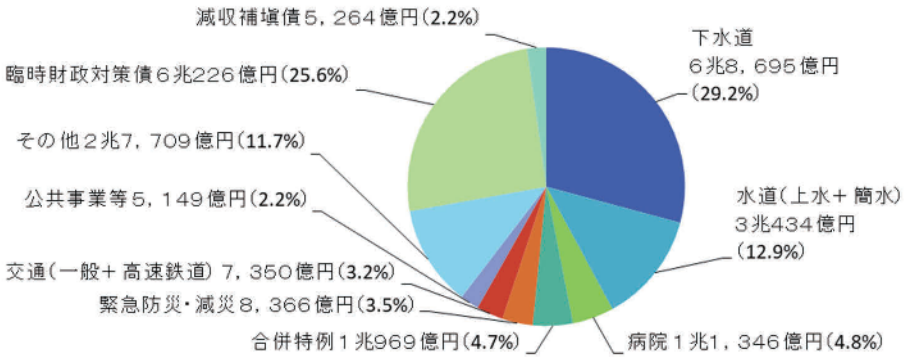

※四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

TOPICS　様式の追加について

＜令和４年度公営競技納付金（令和３年度開催分）の算定に係る様式の追加について＞

「公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令」（令和２年総務省令第30号）により公営競技納付金の収益計算が改正され、令和３年度公営競技納付金（令和２年度開催分）の算定から適用されております。

公営競技納付金は、売上額又は収益額を基礎として算出されますが、「公営競技納付金の納付に関する規則」（昭和45年４月30日自治省令第11号）においては、「公営競技の公正かつ円滑な執行に直接必要な経費に充てるために積み立てたもの」は「収益」から控除する旨規定されています。このため、積立後に積立目的を変更して公営競技の公正かつ円滑な執行に直接必要な経費以外の経費に充てた場合、当該積立ては本来「収益」から控除できないものであるため、過去の各積立て年度に「収益」から控除せずに納付金額を再算定することとされ、昨年度算定から適用されたところです。

昨年度は当該改正に係る収益計算に必要な基礎数値について、「事業内支出に充てるための積立金等の状況について（依頼）」（令和３年２月15日事務連絡）にて、別途照会させていただきましたが、令和４年度公営競技納付金（令和３年度開催分）の算定においては、算定様式に様式９附表として追加し、ご提出いただくこととしました。施行団体には、「令和４年度公営競技納付金に係る納付手続について（依頼）」（令和４年５月31日地公機経第12号）にてお知らせしておりますので、詳細につきましては、そちらをご参照ください。

公営競技納付金の納付期限は、令和４年１１月３０日（水）です。

※開催年度後３年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。

金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。
〒100-0012　東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館　地方公共団体金融機構管理部経理課
TEL：03(3539)2685 ☆ FAX：03(3539)2613 ☆ ホームページ：https://www.jfm.go.jp/